
朝倉市復興計画骨子

平成29年12月

朝 倉 市

1. はじめに

(1) 平成 29 年 7 月九州北部豪雨における被害の概要

平成 29 年 7 月九州北部豪雨では、記録的な豪雨の影響により、市内各地で多数の山腹崩壊が発生するとともに、流下した土砂と流木が大量に流出することで市内のいたるところで被害が発生しました。また、河川の氾濫も起こり、これにより市内の広範囲で数多くの浸水被害が発生しました。これらの影響により、本市では、32 名の尊い命が奪われ、未だ 2 名が行方不明となっているほか、住家をはじめとする市民の財産や道路、河川、農地等に甚大な被害が発生しました（H29. 12. 28 現在）。

(2) 復興計画の目的と骨子の位置づけ

今回の未曾有の大災害から 1 日も早く元の平穏な生活と自然豊かな美しい朝倉を取り戻し、将来世代に渡って安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、行政と市民等が話し合い等を通じて課題を共有し、一丸となって復旧・復興に取り組んでいく必要があります。

復興計画は、今後取り組むべき復旧・復興施策を体系的にまとめ、復旧・復興に段階的かつ着実に取り組んでいくために策定するものです。

今回、朝倉市復興計画策定委員会での議論や市民からの意見等を踏まえ、復興計画策定に当たっての方向性として「朝倉市復興計画骨子」を作成しました。今後、この骨子を基に具体的な施策等について検討を重ね、行政と市民がともに力を合わせて、復旧・復興を進めるための指針となる復興計画を今年度内に策定します。



(3) 復興計画の位置付け

復興計画は、今回の豪雨災害からの復旧・復興に向け、概ね 10 年間に取り組むべき施策を示すものです。復旧・復興に当たっては、市政運営の基本計画である「第 1 次朝倉市総合計画」や「朝倉市総合戦略」等の長期計画との整合性を図るとともに、今後策定予定の「第 2 次朝倉市総合計画」も見据えながら、未来へつなげる計画として定めていきます。

なお、復旧・復興が進むにつれて市民ニーズの変化や今後新たな課題等が出てくることも考えられることから、必要に応じて復興計画を見直すことを前提とします。

2. 復興計画策定に当たっての基本的な考え方

(1) 復旧・復興の主体

市民と市が主体となり、国・県、大学及び関係機関と協働で復旧・復興を図ります。

市民の「思い」、「願い」を計画に反映できるように、特に被害が大きい地区に「地区別復旧・復興推進協議会」を設け、市民に寄り添い、市民の思いを大切にしまちづくりに取り組みます。また、市民が自主的に行っている話し合いの場（集落会議）に行政や大学も積極的に参加するなど、市民・行政・大学が一丸となった協働の取組を進めます。

(2) 対象地域

被害が市全域に及んでいることから、市全体を復興計画の対象とします。特に被害が大きい8地区（松末、杷木、久喜宮、志波、朝倉、高木、三奈木、蜷城）については、地区別計画を策定します。

(3) 国・県との連携・協力

復旧・復興に当たっては、国や県と連携・協力していくとともに、必要な事業の実施や支援等について、国や県に要請していきます。特に、各事業で連携を図り、相互に情報共有しながら取り組みます。

(4) 市民との積極的な情報共有

市を挙げて復旧・復興に取り組んでいくためには、市民の理解と市民との協働が必要不可欠であり、特に被害が大きい地区は「地区別復旧・復興推進協議会」を通じて協議していきます。さらに、地域を離れている被災者を含めた全市民に対して、復旧・復興に向けた取組状況について、積極的かつ早期の情報共有に努めます。

(5) 計画期間

今回の豪雨災害発生から概ね10年後の姿を見据えながら、段階的かつ着実に取り組みます。各期における年度はあくまでも目安としての期間です。

① 復旧期：平成29年度から概ね平成31年度まで

生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活基盤、インフラ等の復旧に加え、再生・発展に向けた準備を進める期間とします。

② 再生期：概ね平成32年度から概ね平成35年度まで

復旧期と連動し、復旧期に取り組んだ残りの復旧を進めるとともに、被災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間とします。

③ 発展期：概ね平成36年度から平成38年度まで

被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、発展していく期間とします。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
①復旧期	■	■	■	▶▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶				
②再生期		■	■	■	■	■	■	▶▶▶		
③発展期		■	■	■	■	■	■	■	■	▶▶▶▶

(6) 復興計画策定後の対応

平成30年度以降は、復興計画に基づく復旧・復興事業を推進していくとともに、事業の進捗管理を行い、復興計画の着実な遂行を図ります。

また、今後とも検討が必要な事項については、復興計画策定後も市民・関係機関等と継続して協議するとともに、復旧・復興が進むにつれて市民ニーズの変化や新たな課題等が生じた場合には柔軟性を持って対応します。

(7) 総合的な視点に立った復興計画の立案

防災の観点に加え、自然環境や景観、歴史、文化、生活等を総合的にとらえ、地域の価値や生活の質を向上させる復興計画の立案を目指します。

3. 復興ビジョン・基本理念

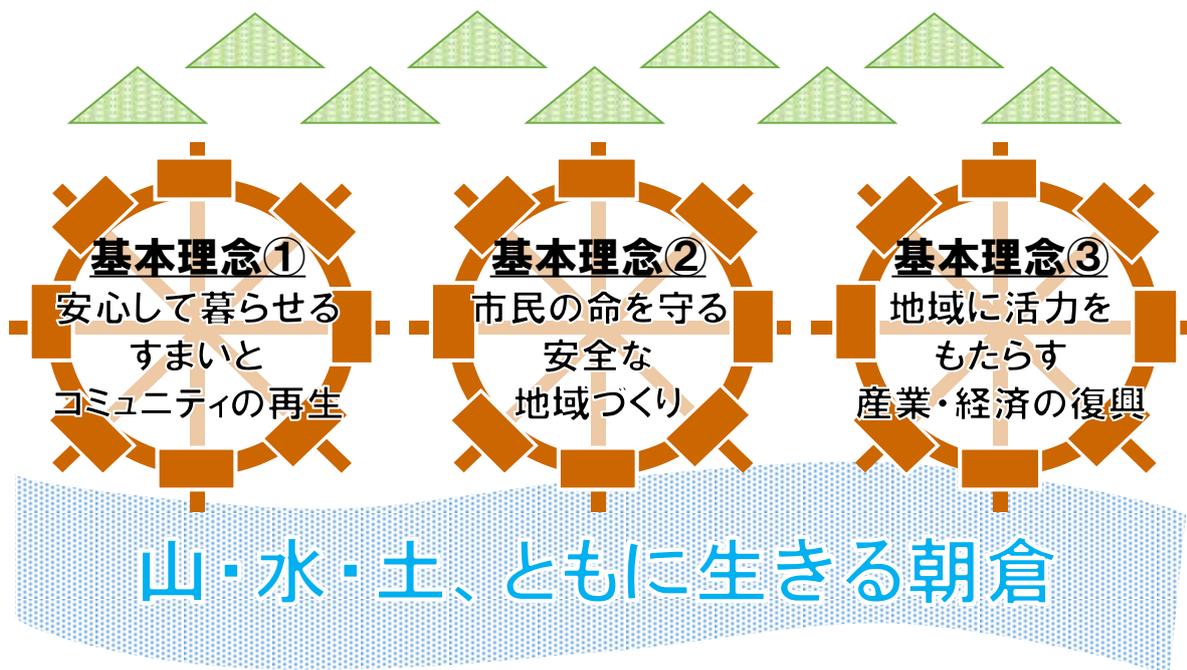
朝倉市復興計画策定委員会での議論や地区別復旧・復興推進協議会の意見等も踏まえ、本市の復興ビジョンとして『**山・水・土、ともに生きる朝倉**』を掲げます。

本市では、昔から山・水・土といった自然を生活や生業の礎として大切にしてきました。しかし、自然の力は時として脅威に変わることがあります。今回の災害では、普段は多大なる恩恵を受けている山や川から大きな被害を受けましたが、市民の力やボランティア等の多くの人々の支えによって復旧・復興への道がつくられようとしています。

「山・水・土、ともに生きる朝倉」という復興ビジョンには、今回の災害を乗り越え、これからも山・水・土を大切にし、人々と共に生きる朝倉づくりを進めていこうという思いを込めました。

そして、この復興ビジョンを支える3つの基本理念を、以下のとおり定めます。この3つの基本理念に基づき、市民に寄り添い、1日も早い復旧と将来世代に渡って安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

- (1) 安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生
- (2) 市民の命を守る安全な地域づくり
- (3) 地域に活力をもたらす産業・経済の復興



4. 復興計画の方向性

基本理念① 安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生

地域とのつながりを維持しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる住環境を整備し、すまいと暮らしの再建、コミュニティの再生を図ります。

(1) 安心して暮らせる住環境の整備

ア 生活基盤の復旧・整備

河川、道路、橋りょう、上下水道、消防水利等については、より安全で安心できる市民生活の実現に向けて整備します。

イ すまいの再建支援

応急仮設住宅の整備による一時的な居住の確保や被災した住宅の解体・撤去の支援など、1日も早く元の生活を取り戻すことができるよう、すまいの再建を支援します。

ウ 災害公営住宅等の整備

自力再建が困難な被災者の新たなすまいの確保を図るため、被災前のコミュニティの維持にも配慮しながら、災害公営住宅等の整備に取り組みます。

エ 安全な地域の再生方策や集団移転等の可能性検討

特に被害が甚大な地域については、地域における土地利用の在り方や流出した土砂の有効活用などを含め、安全な地域の再生方策について検討するとともに、地域住民の意向を前提として、集団移転等の可能性についても検討します。

オ 暮らしに関する総合的な支援

地域支え合いセンターを設置し、被災者の生活再建に向け住環境の整備と合わせて福祉・医療・衛生・教育・雇用など総合的に支援します。

(2) コミュニティ等の維持・再生

ア コミュニティ支援

コミュニティの維持・再生が円滑に行われるよう、コミュニティ活動や地域行事等への支援を検討します。

イ 地域の再生・発展に向けたまちづくり

地域住民と行政が一体となり、地域の再生・発展に向けたまちづくりに取り組みます。また、小学校跡地等の公有地について、地域住民の意向に配慮しつつ、地域において果たすべき役割を踏まえ、今後の活用方策を検討します。

ウ 地域資源等の再生・保全

豊かな自然環境や景観、多彩な歴史・文化資源等の再生・保全に取り組み、地域の再生・発展を支援します。

※これまでの地区別復旧・復興推進協議会等での意見を踏まえた復旧・復興施策の方向性であり、具体的な施策については、今後検討を重ねていきます。

基本理念② 市民の命を守る安全な地域づくり

国や県、地域と協働し、防災・減災のためのハード事業とソフト事業を総合的に取り組み、今回の災害と同規模以上の降雨に対応する安全な地域づくりを進めます。

(1) 防災・減災のための基盤整備

ア 二次災害の防止対策

二次災害を防止するため、早急に応急復旧を行います。特に、河川の流木、河道の応急復旧等、梅雨に備えた対策を早期に講じます。

イ 河川・道路等の復旧

河川・道路等の復旧に当たっては、市民の安全を第一に考え、早期に計画の内容、スケジュール等を地域住民と共有するとともに、可能な限り地域住民の意見や自然環境、景観等にも配慮した上で、復旧に取り組みます。

ウ 砂防・治山等の安全対策

国や県とも協力し、砂防、治山等の安全対策を実施します。

エ ため池の復旧等

被災したため池の復旧を行うとともに、より安全性を高めるための見直しを進めます。

オ 既存施設の安全性の検証

河川・橋りょう・ダム等の安全性を確認し、必要に応じて防災・減災のための取組を進めます。

(2) 地域防災力の向上

ア 地域防災計画の見直し

地域防災計画の見直しを行い、災害時における多様な情報収集・情報伝達手段の確保や関係機関との連携など、各分野の対策を強化し、更なる地域防災力の向上を図ります。

イ 防災組織の育成・強化

自主防災組織の育成・強化及び消防団員の確保に継続して取り組みます。

ウ 各種ハザードマップ等の見直し

各種ハザードマップ（洪水、土砂災害等）や自主防災マップを早期に見直すとともに、継続的な避難訓練の実施等、効果的な防災対策について検討します。

エ 避難場所等の検討

避難場所や避難経路を見直すとともに、河川監視カメラや水位計の設置等についても検討します。

オ 防災意識の維持・向上

今回の災害からの教訓・記憶を風化させず後世に伝え、将来の災害において市民の命を守る安全な地域づくりを進めるため、浸水実績や土砂災害危険区域の表示板の設置等を行い、防災教育・被災体験の伝承等を通じた防災意識の維持・向上を図ります。

※これまでの地区別復旧・復興推進協議会等での意見を踏まえた復旧・復興施策の方向性であり、具体的な施策については、今後検討を重ねていきます。

基本理念③ 地域に活力をもたらす産業・経済の復興

農地等の産業基盤の早期復旧を行うとともに、農業や林業、商工業等の産業復興に向けた取組を支援し、地域産業の再生と地域経済の活性化を図ります。

(1) 産業基盤の早期復旧

ア 農地・農業用施設等の復旧

甚大な被害を受けた本市の基幹産業である農林業再生に向け、農地や農業用施設、林道の復旧を早急に行います。

イ 農地・森林の基盤整備検討

特に被害が甚大な地域については、河川・道路等の計画や地域住民の意向を踏まえ、より効率的な営農が可能となる農地の基盤整備や堆積した土砂の活用方策について検討します。森林においては、作業道等の復旧・新設等を支援します。

ウ 営農・経営再開支援

被災した農林商工業者等に対して営農・経営相談を強化し、事業再開を支援します。

(2) 産業・経済の振興

ア 農業振興

甚大な被害を受けた河川流域において災害復旧事業で整備された優良農地を担う将来の担い手づくりを、地域と関係機関が一体となって進めています。

農地の流動化、集約化を促し、被災農家、生産拡大を志向する農家、さらには新規就農者を支援します。

県内外に誇れるブランド農産物である万能ねぎ・柿・梨などの産地復興とともに、収益性の高い園芸作物の生産拡大を進めます。

イ 林業振興

施業の集約化等の効率的な生産体制の整備や担い手の育成など林業を振興するとともに、森林の持つ水源かん養機能等の持続的な発揮に向けた取組を支援します。

ウ 観光振興

豊かな自然環境と多彩な地域資源を活かし、積極的な情報発信等を行いながら、観光の振興に取り組みます。

エ 経済の活性化

経済の活力を早期に取り戻すとともに、商工業の活性化を図り、働く場のあるまちづくりを進めます。

オ 経済基盤の強化

高速道路の3つのインターチェンジをはじめとする交通アクセスの利便性を活かし、企業誘致等による経済基盤の強化やインターチェンジ周辺の利便性向上に取り組みます。

※これまでの地区別復旧・復興推進協議会等での意見を踏まえた復旧・復興施策の方向性であり、具体的な施策については、今後検討を重ねていきます。